

## 熊本市の中小企業資金繰り支援（利子補給）について

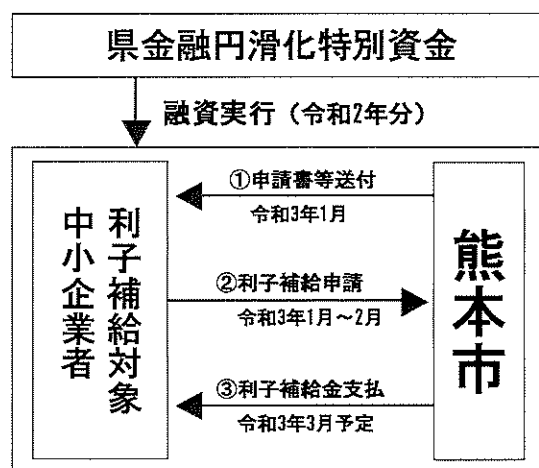
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の皆様の、更なる資金繰りの円滑化を図るため、県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、熊本市が利子補給を行います。

### 【制度の概要】

|         |  |
|---------|--|
| 対象者     | ■ 「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証 4号、新型コロナウイルス感染症分」の融資を受けた者。<br>■ 融資実行日から利子補給の申請日まで、継続し熊本市内で事業を営んでいる者。 |
| 補給期間    | ■ 融資実行月から3年以内の最終償還日まで  |
| 利率上限    | ■ 2.3%   |
| 補給対象借入額 | ■ 8,000万円<br>※「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証 4号、新型コロナウイルス感染症分」の新規資金需要にかかる合計借入額8,000万円を上限とする。）         |
| 補給の申請   | ■ 各年12月までの利子分を翌年1月～2月に申請   |
| 補給率     | ■ 全額   |
| 備考      | ■ 県制度融資の運用開始日から適用<br>■ 県及び市制度融資（熊本地震分）からの借り換えが可能   |

### 【令和2年度の申請手続きの流れ】

- ① 融資を受けた事業者様に、熊本市から直接申請書等を発送します。（令和3年1月）
- ② 申請書等をご記入のうえ、熊本市へご提出ください。（令和3年1月～2月）  
※別途、ご利用金融機関より「利子支払実績証明書」を発行していただいでください。
- ③ 申請された利子補給額をお支払いいたします。（令和3年3月予定）



お問い合わせ

○ ビジネス支援センター（くもと森都心プラザ内）  
（平日9時～17時）

☎096-355-2112

○ 熊本市 商業金融課  
（平日9時～17時）

☎096-328-2424